

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	017 広島市
--------------	---------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 9 年 4 月 10 日 根拠: 広島市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	広島市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 9 月 28 日
構 成 員	18 人 (女性 9 人、男性 9 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次広島市男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 3 月 日		— 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島市男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 13 年 9 月 28 日		
	施 行 日	平成 13 年 9 月 28 日		
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日		
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月		
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)			
	特に検討していない			

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

		1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他:平成 年 月 日
目 標 値	平成 32 年度まで	40 %	平成 年度まで	%
根 拠	第2次広島市男女共同参画基本計画 平成28年3月			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令、条例により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 68 )うち女性委員を含む審議会等数( 66 )	
			延総委員等数( 1,181 )延女性委員等数( 350 ) 女性比率( 29.6 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 68 )うち女性委員を含む審議会等数( 66 )	
			延総委員等数( 1,181 )延女性委員等数( 350 ) 女性比率( 29.6 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数( 17 )うち女性委員を含む審議会等数( 16 )	
			延総委員等数( 662 )延女性委員等数( 170 ) 女性比率( 25.7 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 6 )	
			延総委員等数( 44 )延女性委員等数( 13 ) 女性比率( 29.5 )	
目標値以外の目標設定	男女の委員数の割合がいずれの審議会等も40%以上			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 (公表 ・非公表) ・無 ○ 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (平成 年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 ○ ・無 ○	
		委員の公募	有 ○ ・無 ○	
		そ の 他	( )	

注(\*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況

		1:平成29年4月1日	2:その他:平成 年 月 日										
	管理職総数(※)	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
			うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職				
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	うち女性数(D)	女性比率	(E)	うち女性数(F)	女性比率	(G)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	303	25	8.3	19	0	0.0	74	10	13.5	210	15	7.1
	うち一般行政職	240	21	8.8	17	0	0.0	59	9	15.3	164	12	7.3
支庁・地方事務所等	計	330	45	13.6	9	2	22.2	69	6	8.7	252	37	14.7
	うち一般行政職	233	24	10.3	9	2	22.2	49	1	2.0	175	21	12.0
全体	計	633	70	11.1	28	2	7.1	143	16	11.2	462	52	11.3
	うち一般行政職	473	45	9.5	26	2	7.7	108	10	9.3	339	33	9.7
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	32	3	9.4	1	0	0.0	4	1	25.0	27	2	7.4

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	508	68	13.4	621	130	20.9
	うち一般行政職	383	56	14.6	430	98	22.8
支庁・地方事務所等	計	692	192	27.7	1,282	513	40.0
	うち一般行政職	510	151	29.6	876	433	49.4
全体	計	1,200	260	21.7	1,903	643	33.8
	うち一般行政職	893	207	23.2	1,306	531	40.7
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	78	17	21.8	212	114	53.8

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	50	3	6.0	89	12	13.5
	うち一般行政職	40	3	7.5	62	9	14.5
支庁・地方事務所等	計	54	6	11.1	110	26	23.6
	うち一般行政職	35	5	14.3	75	23	30.7
全体	計	104	9	8.7	199	38	19.1
	うち一般行政職	75	8	10.7	137	32	23.4
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	4	1	25.0	7	3	42.9

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

勤務成績	昇任試験 面接のみ	昇任試験 それ以外	昇格試験 面接のみ	昇格試験 それ以外	部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他(具体的にご記入ください)
課長級	○				○	◎				
補佐級	○				○	◎				
係長級	○				○	◎				

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験			
昇格試験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	447	174	38.9
うち 上級	274	100	36.5
うち一般行政職	341	149	43.7
うち 上級	250	86	34.4
うち警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。  
注:市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「6」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

名称	広島市男女共同参画推進センター		愛称・通称	ゆいぽーと
設置年月日	平成 24 年 4 月 1 日			
所在地等	郵便番号: 730-0051 住所: 広島市中区大手町五丁目6番9号 電話番号: 082-248-3320 FAX番号: 082-248-4476 ホームページ: http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ ) ○ 指定管理者(名称: ) その他( )			
職員数	常勤 9 人、非常勤 0 人	予算額	平成29年度 61,542 千円	
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 市民を対象とするシンポジウム等の開催、啓発リーフレット等の作成・配布 ) ○ 2. 講座(主な事項: 学習講座、講演会 ) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性のための相談(電話・面接相談)、男性のための相談(電話相談) ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 資料室の運営、ICT等による情報提供 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項: ) ○ 6. 交流促進(主な事項: 施設利用団体、NPO等への活動スペースの提供 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 起業希望者によるチャレンジショップの開設受け入れ ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ○ 9. 調査研究(主な事項: 行政・市民との連携による調査研究を推進 ) ○ 10. その他(主な事項: 近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、施設利用者を対象とする託児 )			



14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○ ○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○ ○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○ ○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○ ○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○ ○
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容: )	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得	○		○	○
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○		○	○
⑬ その他	○		○	○

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無	○	○
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目		○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	○
12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 女性と若者が輝く企業認定制度(1,4,11)  
 → 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 広島市男女共同参画推進事業者表彰(1~11)  
 ※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2 現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 広島市男女共同参画に関するアンケート調査
公表周期		概ね5年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 )

## 18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌を作成し、母子健康手帳交付時に配布するほか、市内の公共施設・事業所等へ配付		3月
・ 小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成・配付	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子を作成し、市内の小学校5年生、中学校2年生に配付		6～7月
・ DV防止啓発リーフレット等の作成・配布	DV防止啓発リーフレット、携帯用カードを作成し、関係機関等に配布		3月
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組	「女性に対する暴力をなくす運動」における建物のパープルライトアップの実施及び女性団体と連携した啓発物品の街頭配布		11月
・ デートDV防止啓発リーフレットの作成・配付	デートDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校1年生、大学、短大等に配付		7月
・ 男性の地域活動・家庭生活等への参画支援	男性向けの啓発冊子の作成・配布		10～2月
2. 表彰			
・ 広島市男女共同参画推進事業者顕彰	職場における男女共同参画の促進を図るため、女性の能力発揮、職域拡大、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる事業者を公募・選考し、毎年6月に市長が表彰	1社	6月
3. 講座			
・ 男女共同参画による防災等地域づくり講座	地域において、市民の男女共同参画についての理解を深め、防災分野をはじめとした地域活動における女性の参画を促すための講座を開催	未定	10～3月
・ DVに関する研修会	窓口担当職員を対象としたDVに関する研修会の開催	100名	10月
4. 相談事業			
・ 広島市配偶者暴力相談支援センターの運営	広島市配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害者からの相談・カウンセリングなどを実施		4～3月
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	中小事業所等の研修会などの場に専門の講師を派遣し、仕事と家庭の両立等、男女ともに働きやすい雇用環境づくりを支援するための講座を実施		4～3月
・ 女性の就労環境整備の推進	女性や若者が働きやすい、働きがいのある就労環境の整備を推進するため、企業等を対象とした研修会や相談会を開催		9～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 広島市男女共同参画推進連携会議の開催	事業者顕彰等の本市施策をより効果的に実施するため、男女共同参画の推進に係る実践的な活動を行っている事業者から意見・提言をいただく会議を開催		年2回程度
・ 広島市DV対策関係機関連絡会議の開催	市域のDV対策関係機関等を構成員として、関係機関相互の連携を図り、DV対策についての情報交換及び研究協議等を行う会議を開催		11月

## 19 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

注: 市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「12」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

※該当する時点の番号に○をつけてください。

3:その他⇒ご記入ください 【その他: 平成29年4月1日】

議 会 名	広島市議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	
	3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会議規則と同様。	1
	2.標準市議会議規則又は、標準町村議会議規則と同様。	
	3.その他	
【参考】 標準都道府県議会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。  標準市議会議規則 第二条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  標準町村議会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。		
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他	
配偶者の出産		2
育児		2
家族の看護		2
家族の介護		2
疾病		1
その他 (具体的に事由を記載してください)		3
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。		
規 則 名	広島市議会議規則第2条	
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため遅参し、又は欠席しようとするときは、その旨を議長に届け出なければならない。		

政令指定都市名

017 広島市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在 平成29年5月1日現在 その他:平成 年 月 日現在 

## 1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。

また、新たに追加された審議会等がある場合には、23以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	68	5	7.4	
	市町村防災会議(委員のみ)	66	5	7.6	
2	民生委員推薦会	5	1	20.0	
3	国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	
4	地方社会福祉審議会	20	8	40.0	
5	土地利用審査会	7	4	57.1	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21	9	42.9	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
10	土地区画整理審議会	10	1	10.0	
11	建築審査会	7	3	42.9	
12	開発審査会	7	3	42.9	
13	介護認定審査会	337	89	26.4	
14	精神医療審査会	20	8	40.0	
15	市町村国民保護協議会	43	4	9.3	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
17	感染症診査協議会	10	2	20.0	
18	市町村都市計画審議会	23	6	26.1	
×	19 市街地再開発審査会				
20	障害程度区分認定審査会	62	22	35.5	
×	21 児童福祉審議会				
22	行政不服審査会	3	0	0.0	
23					
24					
25					
26					
	合 計	662	170	25.7	
	女性委員0の審議会数	1			

## 2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	農業委員会	19	2	10.5	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
	合 計	44	13	29.5	
	女性委員0の委員会数	0			